

一般社団法人畑地農業振興会 受託調査研究事業連携研究事業規程

令和3年7月16日制定

(目的)

第1条 本法人の設立目的を遂行するため、受託調査研究事業に連携して研究事業を実施する(以下、「連携研究」という)。連携研究の実施に当たっては本規程によるものとする。

(連携研究の経費)

第2条 連携研究に必要な経費は受託調査研究事業から得られる資金を限度額として、これに充当する。

(資金の運用)

第3条 連携研究は対象となる受託調査研究事業の契約が終了し、年度内の収入が確実かつ余剰金があると判断される場合には、これに充てることが出来る。

(連携研究の開始)

第4条 連携研究は受託調査研究事業の執行に当たり、事業成果の高質化、精度向上及び畑地農業技術の発展のために必要と判断され、第3条の条件を満たしている場合、これを開始できる。

(成果の活用)

第5条 連携研究によって得られた成果は受託調査研究事業の成果の一部として活用するほか、機関紙又は出版によって公表する。

(研究課題の選定、経費の決定)

第6条 連携研究はHPで公募し、事務局で有識者の意見を聴取した上で課題の選定、委託先、経費の額を決定するものとする。

以上